

香川県営業時間短縮協力金(第8次)本申請【申請受付要項】(概要)

【受付期間】

協力要請対象地域：高松市以外の地域（香川県内）

令和3年10月12日(火) から令和3年11月22日(月)まで（当日消印有効）

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業時間短縮協力金事務局や県庁への**持参による申請はできません。**

<宛先> 〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業時間短縮協力金(第8次・高松市以外の地域分)事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金 第8次」を検索して、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町（高松市を除く）の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 087-825-5535

開設期間：令和3年10月12日(火)～11月22日(月) 9時～17時30分（平日のみ）

協力金の不正受給は犯罪です！！ 適正な申請をお願いします。

この協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・P. 1～P. 17
記載例・・・P. 18～P. 40

香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請【申請受付要項】

令和3年10月11日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時までの営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた高松市以外の地域（香川県内）の飲食事業者の皆様、香川県営業時間短縮協力金（第8次）（以下「協力金」という。）をお支払いするものです。

2 支払い対象・支払い要件**【支払い対象】**

高松市以外の地域（香川県内）において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支払い対象外となる場合がありますので5ページをご覧ください。

【支払い要件】

- ・ 令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時までの営業時間短縮の協力要請期間を通して、次の①及び②の要件を満たしたこと
 - ① 営業時間を、9月13日（月）から9月24日（金）までの期間は午前5時から午後8時までの時間帯内とし、9月25日（土）から9月30日（木）までの期間は午前5時から午後9時までの時間帯内としたこと
 - ② 酒類の提供を、9月13日（月）から9月24日（金）までの期間は午後7時までとし、9月25日（土）から9月30日（木）までの期間は午後8時までとしたこと
- ※ 1日でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。営業時間短縮の協力要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
- ※ 通常の営業時間が午前5時から午後8時まで（9月25日（土）以降は午後9時まで）の時間帯内の場合は協力金の支払い対象となりません。
- ★ 営業時間短縮の協力要請前に「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」であった店舗については、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能としていますが、「通常営業」を行った日は、協力金支払いの対象となりません。
- ★ なお、9月13日（月）から9月24日（金）までの協力要請期間は9月8日（水）までに、9月25日（土）から9月30日（木）までの協力要請期間は9月21日（火）までに、認証申請した店舗（申請を取り下げた場合を除く）については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能としており、協力金の取扱いについても認証店と同様となります。
- ・ 申請する店舗すべてで営業時間短縮の協力要請期間の開始日（9月13日）より前に1日以上営業期間があり、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること
- ・ 早期払いを受けた店舗については、売上高方式（※）による算定を行うこと
 - ※ 売上高方式とは、協力金を算定する際に前年又は前々年の1日当たりの売上高に基づいて協力金の額を算定する方式のこと

3 支払い額

- 第8次の営業時間短縮協力金の支払い額は、9月13日(月)から9月24日(金)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となり、9月25日(土)から9月30日(木)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額となります。
- 店舗ごとの協力金の額は、次の方法で計算します。

$$\frac{\text{「店舗ごとの協力金の額」}}{\text{「1日当たりの協力金の額」}} = \text{「時短要請に応じた日数」}$$

※ 「時短要請に応じた日数」には、定休日や営業時間短縮の協力要請前に店休日としていた日は含みません。

- 1事業者が、対象となる店舗を複数営業している場合、支払い要件を満たした各店舗の支払い額を合算した額が支払い額となります。
- 第8次の協力金の早期支払いを受けている場合は、売上高方式により算定した協力金の金額から、協力金早期支払い分（1店舗ごとに定額22万円）を差し引いた額が支払い額となります。

1日当たりの協力金の額の求め方

売上高区分 対象区分		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高(税抜き)(※1)		
		8万3,333円以下	8万3,333円超 ～25万円以下	25万円超
中小企業 個人事業主	【売上高方式】	2万5千円	2万5千円～7万5千円 <計算方法> 「1日当たりの飲食業売上高 × 0.3」 (1千円未満は切り上げ)	7万5千円
	【売上高減少額方式】	<計算方法> 前年又は前々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
大企業	【売上高減少額方式】	ただし、 「20万円」又は 「前年若しくは前々年の 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		

(※1) 「飲食業売上高」は、飲食業以外の事業や営業時間短縮の協力要請の対象とならない事業（テイクアウトや物品販売等）に関する売上は除いて計算してください。

ただし、次の場合には、これらの飲食業以外の事業等の売上について、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

- ① 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合
- ② 飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合

(※2) 「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の「飲食業売上高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から、本年の「時短要請期間」における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。

「飲食業売上高を参照する期間」と「時短要請期間」の組み合わせは、次の①～⑥のいずれかとなります。

	選択方式	飲食業売上高を参照する期間	時短要請期間
①	月単位方式	令和2年9月	令和3年9月
②		令和元年9月	
③	時短要請期間方式	令和2年9月13日から9月30日まで	令和3年 9月13日～9月30日
④		令和元年9月13日から9月30日まで	

※通常、営業時間が午後9時までの飲食店の場合

【①、②、⑤、⑥からいずれか1つを選択(③、④は選択不可)】

⑤	時短要請期間方式	令和2年9月13日から9月24日まで	令和3年 9月13日～9月24日
⑥		令和元年9月13日から9月24日まで	

例外として、以下の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算することも可能です。(特例適用)

【平均方式 (年間売上高による申請)】 ※中小企業・個人事業主のみ

- 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高等を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

- ・ $\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高} = \text{事業者全体の飲食業売上高} \div \text{店舗の数}$
- ・ $\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高}}{\text{年間の日数 (休業日 (定休日などの店休日) を除く)}}$

【新規開店特例】 ※大企業を含む

- 時短要請月(9月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上実績が無い場合は、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{売上高を参照する期間の1日当たりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{開店の日から時短要請期間の開始日の前日(9月12日)までの期間の飲食業売上高の合計}}{\text{同期間の営業日数(休業日を除く)}} \end{aligned}$$

【合併・法人成り・事業承継特例】

- 合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【罹災特例】

- 前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月（期間）の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【中小企業、個人事業主の方へ】

前年又は前々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は2万5千円です。

1店舗当たりの協力金として2万5千円 × 時短要請に応じた日数をお支払いします。

1日当たりの協力金の額が2万5千円の申請の場合には、売上高計算シートの作成や売上帳等の写しの提出は不要です。

なお、第8次の営業時間短縮協力金の支払い額は、9月13日(月)から9月24日(金)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となり、9月25日(土)から9月30日(木)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額となります。（協力金の早期支払いを受けている場合は、早期支払い分を差し引いた額となります。）

【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。

なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種（具体例）	① 又は ②の <u>いずれか</u> を満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 (飲食店)		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ・ 会社役員及び個人事業主本人
- ・ 日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）

【支払い対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

（ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体

（イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者

（ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないとし事が認める者

（※）香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象となりません。

（エ） 既にこの協力金（第 8 次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第 8 次）の支払いは 1 店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。ただし、早期支払い分と本申請分は、あわせて 1 回とします。）

（オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗

（カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗

（キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗

（ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

（1）香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請書（第1号様式）

【記載例 P. 18～20】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
 - ・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可）
 - ・複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに「別紙1」から「別紙3」を作成し、全店舗分をまとめて記載し提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。

（2）店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について（別紙1）

【記載例 P. 21～23】

- ・店舗ごとに作成してください。
 - ・「別紙1」で算出した日数を基に、「別紙2」又は「別紙3」を用いて協力金申請額を計算し提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。

（3）売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合）に必要となる書類（中小企業、個人事業主）【記載例 P. 24】

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）
- ※1店舗1日当たりの協力金の額は、2万5千円となります。なお、第8次の営業時間短縮協力金の支払い額は、9月13日(月)から9月24日(金)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となり、9月25日(土)から9月30日(木)までの期間については、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額となります。

（4）売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）を超える場合に必要となる書類（中小企業、個人事業主）【記載例 P. 25】

（月単位方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次、第3次、第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、を付けてください。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の9月13日から9月30日まで（通常、営業時間が午後9時までの場合は9月13日から9月24日まで）の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

- ・前記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（前記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次、第3次、第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際はチェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、☑を付けてください）

※確定申告書の写しについては「(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」を参考にしてください。同じものとなる場合は、1部提出してください。

（5）売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合に必要な書類 （4）に加え、これら書類の提出が必要です。【記載例 P. 26】

（月単位方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）（別紙3）、売上高計算シート②-1、②-2
- ・本年9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）（別紙3）、売上高計算シート②-1、②-2
- ・本年の9月13日から9月30日まで（通常、営業時間が午後9時までの場合は9月13日から9月24日まで）の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（6）（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
 - ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- ※マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

（第1次から第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。）

（7）協力金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

（第1次から第4次、第7次又は第8次（第8次については早期支払い分）の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。）

※振込口座を変更した場合は必ず、通帳等の写しをご提出ください。

(8) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

・食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証（※）の写しを提出してください。

（※）営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。

・複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

（第1次から第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

税務署等に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。

（税務署等の受付印の有無は問いません。）

・新たな事業年度の確定申告を行った場合は必ず、直近の確定申告書の写しを提出してください。

（第1次から第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

【法人の場合】

（県内に主たる事務所を有する法人）

- ・法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し【P.12～13 参照】
- ・法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し【P.14 参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し

（県外に主たる事務所を有する法人）

- ・香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し【P.15 参照】

※当該法人の場合は提出書類のうち「確定申告書」を「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」に読み替えて適用、前年又は前々年の「確定申告書」についても同様

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人（設立・異動）届」の写し

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分~~を~~全て黒塗りしてください

（青色申告の場合）

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.16 参照】
- ・所得税青色申告決算書（1頁）の写し【P.17 上表参照】

（白色申告の場合）

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.16 参照】
- ・収支内訳書（1頁）の写し【P.17 下表参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し

※所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「令和3年度分市民税・県民税申告書」の写し

(10) 申請店舗の外観・内観の写真等

- ・申請しようとする店舗で営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるものを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
 - ・1枚の写真で下記のうち複数の項目が確認できる場合は、1枚の写真を複数項目の写真として共用いただいて結構です。(例：店舗の外観と営業時間短縮の貼紙、酒類の提供時間が1枚の写真で確認できる場合等)
- ①店舗の外観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
 - ②店舗の内観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
 - ③営業時間短縮の状況（貼紙を掲示したもの等）がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
 - ④酒類の提供時間がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
 - ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等の遵守を確認できる写真（ガイドラインの遵守を宣言する貼紙の掲示など）

(11) 誓約書（第2号様式）【記載例 P. 30】

- ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(12) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）

【記載例 P. 31】

- ・申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- ・申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- ・複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

(13) (該当者のみ) 平均方式（年間売上高による申請）（別紙4）を用いる中小企業・個人事業主の場合に必要な書類【記載例 P. 27】

- ※ 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合に例外的に用いる方法であり、中小企業・個人事業主のみが利用可能です。
- ・店舗ごとの協力金申請額計算(平均方式（年間売上高による申請）)（別紙4）
- ・前年又は前々年の年間売上高や店舗数が確認できる書類を添付してください。
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの

(14) (該当者のみ) 新規開店特例（別紙5）を用いる場合に必要となる書類【記載例 P. 28】

- ※ 時短要請月（9月）を基準に、開店後1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合に例外的に用いるものです。
- ・店舗ごとの協力金申請額計算（新規開店特例）（別紙5）、売上高計算シート③
- ・開店から、9月12日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの
- ・時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料（開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等）の写し

・ただし、協力金の額が、1店舗1日当たり2万5千円の場合は、「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出は必要ありません。

（第2次、第3次、第4次又は第7次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、☑を付けてください

(15) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書（別紙6）を用いる場合【記載例 P. 29】

※ 事業承継により営業を継続しており、申請者（時短要請月の店舗の事業者）と参照期間の事業者が異なる場合に例外的に用いるもの

- ・ 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書（別紙6）
- ・ 合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
- ・ 法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
- ・ 事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し

(16) (該当者のみ) 罹災特例を用いる場合

※ 前年、前々年において、店舗に震災、風水害、火災等の影響があった場合に、特例として前々々年の時短要請月（期間）の飲食店売上高を用いる方法

- ・ (4)、(5)の「前年、前々年」を「前々々年」に読み替えて適用しますので、様式等は(4)、(5)のものを用いてください。
- ・ 売上高方式を選択する場合、売上高計算シート④
- ・ 売上高減少額方式を選択する場合、売上高計算シート⑤-1、⑤-2
- ・ 上記以外に、市町役場が発行する罹災証明書の写しを添付してください。

(17) チェックリスト【記載例 P. 32～33】

- ・ 提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- ・ 飲食店従業員の方を対象に県が実施した「飲食店従業員向け新型コロナウイルス一斉 PCR 検査 (第 2 次) (申込期間: 令和 3 年 8 月 7 日 (土) から 9 月 30 日 (木))」を受検し、検査結果報告書を受け取り済みの場合は、協力金申請書右上のチェック欄をチェックし、検査結果報告書に記載されている「受付 ID」を記入してください。優先的に審査を行います。
ただし、申請書等に不備がある場合、審査に時間を要することがあります。
- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- ・ 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 協力金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンハチジジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- ・ 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を 5 年間保管し、県から提出等の求めがあったときはこれに応じてください。

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿		法人区分	白色申告	一連番号
納税地	電話() - () - ()	事業種目	整理番号	
フリガナ		事業年度(西)	事業年度	
法人名		同非区分	売上金額	
法人番号		旧納税地及び	申告年月日	
フリガナ		旧法人名等	申告年月日	
代表者		送付書類	申告区分	
代表者			法人税	

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)
 翌年以降
送付書等
税理士法第30条
の書面提出有
 通用納税書
提出の有無
税理士法第33条
の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四(48)の(3))	1				所得税の額 (別表六(一)(6)の(3))	17			
法人税額 (33)+(34)+(35)	2				外国税額 (別表六(二)(20))	18			
法人税額の特例控除額 (別表六(六)(7)(4))	3				計 (17)+(18)	19			
差引法人税額 (2)-(3)	4				控除した金額 (19)	20			
高経団体の承認等を受けられた 地方等における徴収された 法人税額の特例控除額(加算額)	5				控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21			
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)(2)の(4)の イ)	6			000	土庫譲渡税額 (別表三(一)(27))	22			0
同上に対する税額 減額	7				同 イ (別表三(一)(2)の(28)イ)	23			0
課税留保金額 (別表三(一)(7)(4))	8			000	同 ロ (別表三(一)(7)(2))	24			00
同上に対する税額 減額	9				この申告による 所得税額等の控除金額 (25)	25			
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				中間納付額 (32)-(34)	26			
課税土地譲渡利益金額等 に係る法人税額の特例控除額 (別表六(六)(7)(4)イ)	11				欠損金の繰戻しに よる戻付請求税額	27			
役員報酬に基づく過大申告の 見直しに伴う控除法人税額	12				計 (25)+(26)+(27)	28			
控除税額 (33)-(35)と(12)の(5)のイ)	13				この申告による所得 金額を支払う税額 (30)	29			
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14			00	この申告による納付 額を減少する法人税額 減額 (31)	30			00
中間申告分の法人税額	15			00	欠損金又は所得損失等の 控除額(別表七(4)の(2)・(3)の イ又はロ又は(5)のイ又はロ)	31			
差引税額(中間申告の申告は その法人税額(別表七(4)の(2)の イ又はロ)を(14)-(15)の(3)と して計算)	16			00	控除額等により控除 される金額又は所得損失 (別表七(一)(7)のイ)	32			
課税土地譲渡利益金額に 対する法人税額 (14)-(15)と(16)の(3)のイ)	33				この申告による控除金額 (43)-(42)	45			
課税留保金額に 対する法人税額 (19)	34				この申告による 所得の金額に 対する法人税額 (46)	46			
課税標準法人税額 (33)+(34)	35			000	この申告 による所得 金額に 対する法人税額 (47)	47			
地方法人税額 (58)	36				この申告 による所得 金額に 対する法人税額 (70)	48			000
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37				この申告により納付 すべき地方法人税額 (49)	49			00
所得地方法人税額 (36)+(37)	38								
外国税額の特例控除額 (別表六(二)(30))	39								
役員報酬に基づく過大申告の 見直しに伴う控除地方法人税額	41								
差引地方法人税額 (38)-(39)-(41)-(42)	42			00					
中間申告分の地方法人税額	43			00					
差引税額(中間申告の申告は その地方法人税額(別表七(4)の(2)の イ又はロ)を(42)-(43)の(3)と して計算)	44			00					

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名・押印

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

税務署長 令和〇年〇月〇日		令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B		FA2200
住所	個人番号	フリガナ	氏名	生年月日
又は 事業所 事務所 事務所				
職業	業種	店号・種号	事業主の氏名	事業主との続柄
(単位は円)	種類	収入	支出	控除
収入金額等	事業等			
	農業			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与			
	公的年金等			
	雑業			
	その他			
	合計			
所得金額等	事業等			
	農業			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与			
	公的年金等			
	雑業			
	その他			
	合計			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除			
	小規模企業共済等掛金控除			
	生命保険料控除			
	地震保険料控除			
	事業、ひかり控除		0000	
	勤労学生、障害者控除		0000	
	配偶者控除		0000	
	扶養控除		0000	
	基礎控除		0000	
	合計			
課税される所得金額			000	
上記の2に2.1%を乗じた額				
配当控除				
政治等寄付金等特別控除				
任意振替控除				
任意振替等				
災害減免額				
復興特別所得税				
復興特別所得税				
源泉徴収税額				
申告納税額				
不足納税額				
戻付金の税額			00	
その他				
公的年金等以外の合計所得金額				
配当者の合計所得金額				
青色申告特別控除額				
課税所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額				
未納付の源泉徴収税額				
本年分で差し引く繰越控除額				
平均課税対象金額				
変動臨時所得金額				
申告期間までに納付する金額			00	
返納額			000	
合計				
納付額				
戻付額				
合計				

第一表 (令和二年分以降用)

※※※※※又は※の記入をお忘れなく。

記載例

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

第1号様式（第5条関係）

高松市以外の地域分

第8次（本申請）
受付番号 B

第 次
受付番号

下記協力金を申請済みであるため、チェックリストに記載のとおり、一部添付書類の提出を省略します。※下記の口に✓を記入して下さい。

<input checked="" type="checkbox"/>	第1次協力金 <small>（時短要請期間 4/7～4/20）</small> を申請済
<input checked="" type="checkbox"/>	第2次協力金 <small>（時短要請期間 4/28～5/11）</small> を申請済
<input checked="" type="checkbox"/>	第3次協力金 <small>（時短要請期間 5/12～5/31）</small> を申請済
<input checked="" type="checkbox"/>	第4次協力金 <small>（時短要請期間 6/1～6/14）</small> を申請済
<input checked="" type="checkbox"/>	第7次協力金 <small>（時短要請期間 8/27～9/12）</small> を申請済

申請日	令和 3 年 11 月 1 日
<input checked="" type="checkbox"/>	県が実施した飲食店従業員向け一斉PCR検査（第2次）を受検し、検査結果報告書を受取済の場合は、左の口に✓を付けて、受付IDを記入してください。 ※検査結果報告書の添付は必要ありません。
検査結果報告書 受付ID	
<input type="checkbox"/>	第8次協力金（時短要請期間 9/13～9/30）の早期支払い分（1店舗当たり22万円）の支給を受けている方は左の口に✓を付け、「支給決定・振込みのお知らせ」に記載している受付番号をご記入ください。
受付番号	
	○○○○

香川県知事 殿

香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請書

香川県営業時間短縮協力金（第8次）支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 （主たる事務所所在地）	〒 7 6 3 - 0 0 0 0	香川	都・道 府・ 県	丸亀	市 ・区 郡								
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
		法人名	株式会社○○												
		代表者職名	代表取締役社長	フリガナ	カガワ タロウ										
				代表者氏名	香川 太郎										
		常時使用する従業員数	25人	資本金	3,000,000 円										
		主たる業種	（いずれかを○で囲んでください） 飲食業 ・ その他（具体的に）												
		法人番号 （13桁）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		フリガナ	カガワ ハナコ			担当者	0877-00-0000								
		担当者氏名	香川 花子			電話番号									
		担当者メールアドレス	○○○@○○○.○○.○○												
		個人事業主の場合	住所 （代表者の自宅住所）	〒									都・道 府・県	市・区 郡	
			フリガナ										生年 月日	T. S. H.	年 月 日
			氏名												
電話番号	-														
メールアドレス															

【協力金申請額】

8次(本申請)
高松市以外の地域分受付
番号 B申請店舗数
(営業時間短縮実施店舗数)

3

店舗

◆【9月13日(月)～9月24日(金)までの協力金の額】

1

店舗No.	協力金の額①	店舗No.	協力金の額①
1	275,000円	6	,000円
2	120,000円	7	,000円
3	380,000円	8	,000円
4	,000円	9	,000円
5	,000円	10	,000円

※店舗ごとに【別紙1：店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】を作成し、協力金の額を記入してください。

④ 店舗ごとの協力金の額の合算額
協力金の額①の合計額

775,000円

<1割加算>

9/13～9/24までの

⑤ 協力金の額 ④ × 1.1

853,000円

(千円未満切り上げ)

◆【9月25日(土)～9月30日(木)までの協力金の額】

2

該当店舗 に☑	店舗No.	協力金の額②	該当店舗 に☑	店舗No.	協力金の額②
☑	1	125,000円	☐	6	,000円
☑	2	120,000円	☐	7	,000円
☑	3	152,000円	☐	8	,000円
☐	4	,000円	☐	9	,000円
☐	5	,000円	☐	10	,000円

※9月25日～9月30日までの間、営業時間の短縮を実施した店舗について☑を記入して下さい。
※店舗ごとに【別紙1：店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】を作成し、協力金の額を記入してください。

☐

全店舗対象外

※すべての店舗において、通常営業時間が午後9時までの方は、こちらに☑を記入して下さい。

⑥ 店舗ごとの協力金の額の合算額
協力金の額②の合計額

397,000円

◆【早期支払い分の額】

店舗No.	早期支払い分の額③	店舗No.	早期支払い分の額③
1	<input checked="" type="checkbox"/> 220,000 円	6	<input type="checkbox"/> 220,000 円
2	<input type="checkbox"/> 220,000 円	7	<input type="checkbox"/> 220,000 円
3	<input checked="" type="checkbox"/> 220,000 円	8	<input type="checkbox"/> 220,000 円
4	<input type="checkbox"/> 220,000 円	9	<input type="checkbox"/> 220,000 円
5	<input type="checkbox"/> 220,000 円	10	<input type="checkbox"/> 220,000 円

※早期支払いを受けた店舗についてはを記入して下さい。

① 早期支払い分の合算額 ③の合計額	440,000 円
-----------------------	------------------

※ の早期支払い分の額③の合計額を記入して下さい。

② + ③ - ④ **協力金 本申請 申請額** **810,000 円**

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。
第1次から第4次、第7次、第8次（第8次については早期支払い分）の際に記載した振込口座と異なる場合には、必ず通帳等の写しを提出して下さい。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

店舗ごとに、別紙1を作成してください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

また、別紙2～5で店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

受付 番号 B

記載例

8次(本申請)
高松市以外の地域分

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記載してください

店舗 情報	フリガナ	カガワシヨクドウ														
	店舗名	香川食堂														
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	0	0	0	香川県	丸亀	市・町・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇														
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル														
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	株式会社〇〇														
	営業を許可した保健所	<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆														
	営業許可番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇														
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日														
	かがわ安心飲食店 認証制度(※2)	認証店(認証番号)											<input type="checkbox"/> 9月8日まで(月 日)に <input type="checkbox"/> 9月9日~21日まで(月 日)に	認証申請を した店舗		
電話番号		0877-〇〇-〇〇〇〇														

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店営業許可申請書」を添付してください。
 (※2) かがわ安心飲食店認証制度の認証店等で要請期間中に営業を行った店舗は記載してください。

【12時間制(午前・午後)で記入】

	通常時(※1)	要請期間中(9/13~9/30)(※2)
営業時間	開始 終了 午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後11:00	①9/13~9/24まで 開始 終了 午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後8:00 ②9/25~9/30まで 開始 終了 午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後9:00
酒類の提供時間 (酒類提供「無」の場合、 「提供なし」にチェック)	午後5:00 ~ 午後10:30 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし	①9/13~9/24まで 午後5:00 ~ 午後7:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし ②9/25~9/30まで 午後5:00 ~ 午後8:00 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。
 (※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり (日曜日)	定休日は日曜日で、さらに9月23日~9月25日までを休業とした場合
--------	---	-----------------------------------

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。なお、定休日や要請前に店休日としていた日に営業時間の短縮や休業した場合であっても「定」を記入してください。なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時まで(9月25日以降は午後9時まで)の日には「/」を記入してください。
 ※「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月8日(水)又は9月21日(火)までに認証申請のあった店舗(申請を取り下げた場合を除く)については、通常営業(協力金の対象外)を行った場合は、その日の欄に「通」を記入してください。

令和3年(2021年)9月																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	◎	◎	◎	定	○	○	○	○
この店舗の協力金の早期支払い分の受領の有無										時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)							
<input checked="" type="checkbox"/> 22万円の支払いを受けている 早期支払いを受けた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。										9/13~9/24の期間 11日(最大12日) 9/25~9/30の期間 5日(最大6日) 別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください。							

店舗ごとに、別紙1を作成してください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

また、別紙2～5で店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

受付
番号 B

記載例

8次(本申請)
高松市以外の地域分

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	セトウチショクドウ												
	店舗名	瀬戸内食堂												
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	香川県	丸亀	市	町・郡
		□□町□丁目□-□□												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	株式会社〇〇												
	営業を許可した保健所	<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆												
	営業許可番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日												
	かがわ安心飲食店 認証制度(※2)	認証店(認証番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 9月8日まで(〇月〇日)に <input type="checkbox"/> 9月9日~21日まで(月日)に											
〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
電話番号	0877-〇〇-〇〇〇〇													

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店12時間制(午前・午後)で添付してください。
(※2) かがわ安心飲食店認証制度の認証店等で要請期間を記入して下さい。 載して下さい。

【12時間制(午前・午後)で記入】

	通常時(※1)	要請期間中(9/13~9/30)(※2)
営業時間	開始 終了 (火 ~ 木) 午後 3:00 ~ 午後 8:00 (金 ~ 日) 午後 5:00 ~ 午後 11:00	①9/13~9/24 まで 開始 終了 午後 3:00 ~ 午後 8:00(火~木) 午後 3:00 ~ 午後 8:00(金~日) ②9/25~9/30 まで 開始 終了 午後 3:00 ~ 午後 8:00(火~木) 午後 3:00 ~ 午後 9:00(金~日)
酒類の提供時間 (酒類提供「無」の場合、 「提供なし」にチェック)	~ <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし	①9/13~9/24 まで <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし ②9/25~9/30 まで <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり (月曜日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定休日は月曜日で、さらに9月17日を休業とした場合。 ・「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得しており、9月18日、9月19日は通常営業を行った場合。
--------	---	--

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や要請前に店休日としていた日に記入してください。なお、定休日や要請前に店休日としていた日に記入してください。通常時の営業時間が午前5時から午後8時まで※「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月8日(水)又は9月9日(木)に営業(協力金の対象外)を行った場合は、その日の欄に「通」を記入してください。

令和3年(2021年)9月																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
定	/	/	/	◎	通	通	定	/	/	/	○	○	○	定	/	/	/
この店舗の協力金の早期支払い分の受領の有無										時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)							
<input type="checkbox"/> 22万円の支払いを受けている 早期支払いを受けた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。										9/13~9/24の期間 <u>2</u> 日 (最大12日) 9/25~9/30の期間 <u>2</u> 日 (最大6日) 別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください。							

店舗ごとに、別紙1を作成してください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

また、別紙2～5で店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

受付 番号 B

記載例

8次(本申請)
高松市以外の地域分

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 3 ※店舗 No. を記載してください

店舗 情報	フリガナ	サヌキショクドウ														
	店舗名	讃岐食堂														
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	0	0	0	香川県	丸亀	市・町・郡
		△△町△丁目△-△△														
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル														
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	株式会社〇〇														
	営業を許可した保健所	<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆														
	営業許可番号	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △														
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日														
	かがわ安心飲食店 認証制度(※2)	認証店(認証番号)										<input type="checkbox"/> 9月8日まで(月 日)に <input type="checkbox"/> 9月9日~21日まで(月 日)に	認証申請を した店舗			
電話番号		0877-〇〇-〇〇〇〇														

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店」に記入して下さい。添付してください。
 (※2) かがわ安心飲食店認証制度の認証店等で要請期間中に営業を行った店舗は記載してください。

【12時間制(午前・午後)で記入】	通常時(※1)	要請期間中(9/13~9/30)(※2)
営業時間	開始 終了 午後 5:00 ~ 午後 11:00	①9/13~9/24 まで 開始 終了 午後 5:00 ~ 午後 8:00 ②9/25~9/30 まで 開始 終了 午後 5:00 ~ 午後 9:00
酒類の提供時間 (酒類提供「無」の場合、 「提供なし」にチェック)	午後 5:00 ~ 午後 10:30 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし	①9/13~9/24 まで <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし ②9/25~9/30 まで <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の	・定休日はなく、9月23日~9月26日まで は店休日として予め決まっていた場合。	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日なし
------	---	---

【時短要請に応】
 ※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。なお、定休日や要請前に店休日としていた日に営業時間の短縮や休業した場合であっても「定」を記入してください。通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。
 ※「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月8日(水)又は9月21日(火)までに認証申請のあった店舗(申請を取り下げた場合を除く)については、通常営業(協力金の対象外)を行った場合は、その日の欄に「通」を記入してください。

令和3年(2021年)9月																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定	定	定	定	○	○	○	○
この店舗の協力金の早期支払い分の受領の有無											時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)						
<input checked="" type="checkbox"/> 22万円の支払いを受けている 早期支払いを受けた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。											9/13~9/24の期間 10日 (最大12日) 9/25~9/30の期間 4日 (最大6日) 別紙2~別紙5の時短協力日数に転記してください。						

●店舗 No. 1

8次(本申請)
高松市以外の地域分

受付
番号 B

店舗ごとの協力金申請額計算

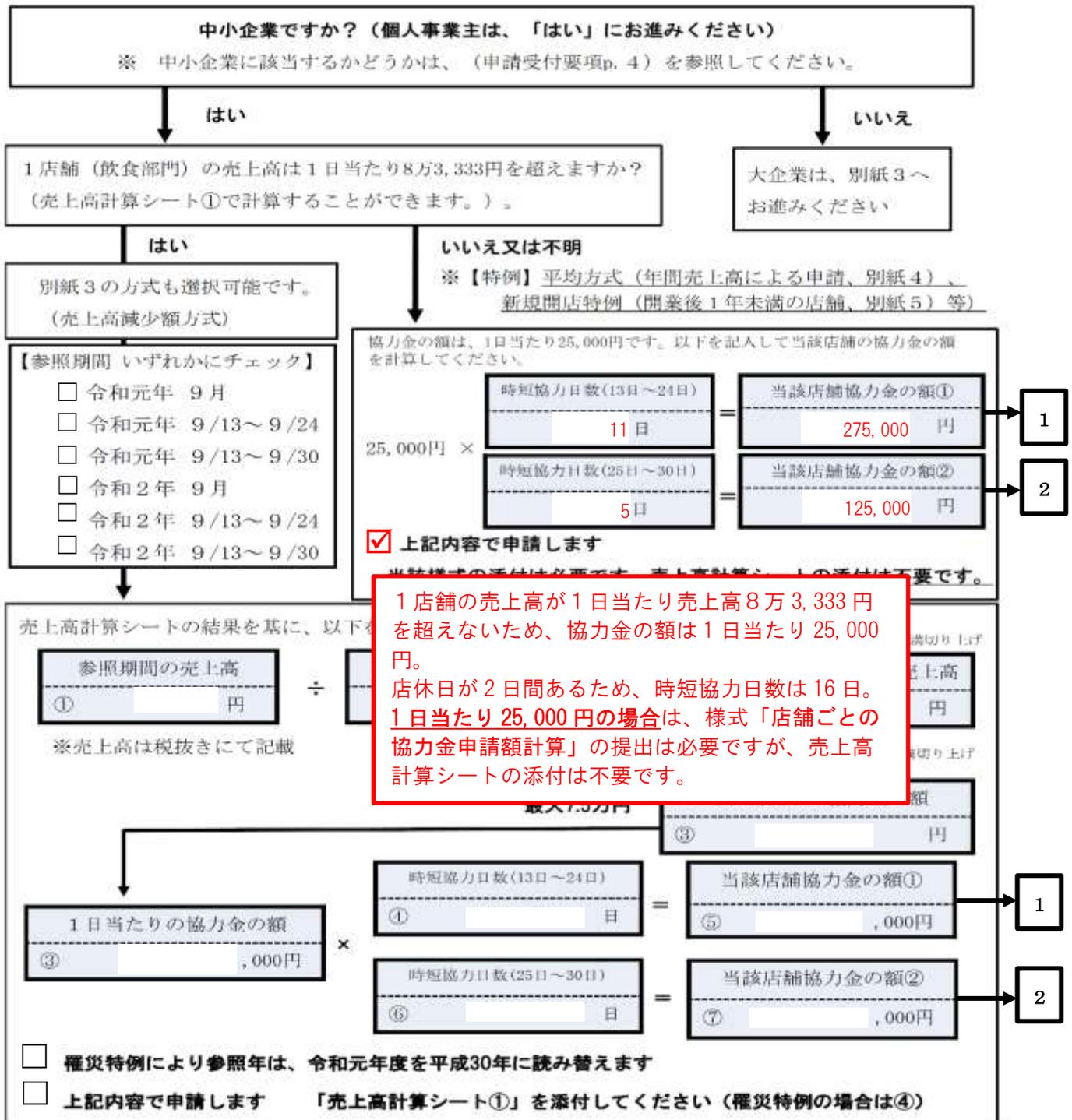
別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例(申請受付要項 p.3)に該当する場合は、別紙6も記入してください。

【売上高方式】



●店舗 No. 2

8次(本申請)
高松市以外の地域分

受付
番号 B

店舗ごとの協力金申請額計算

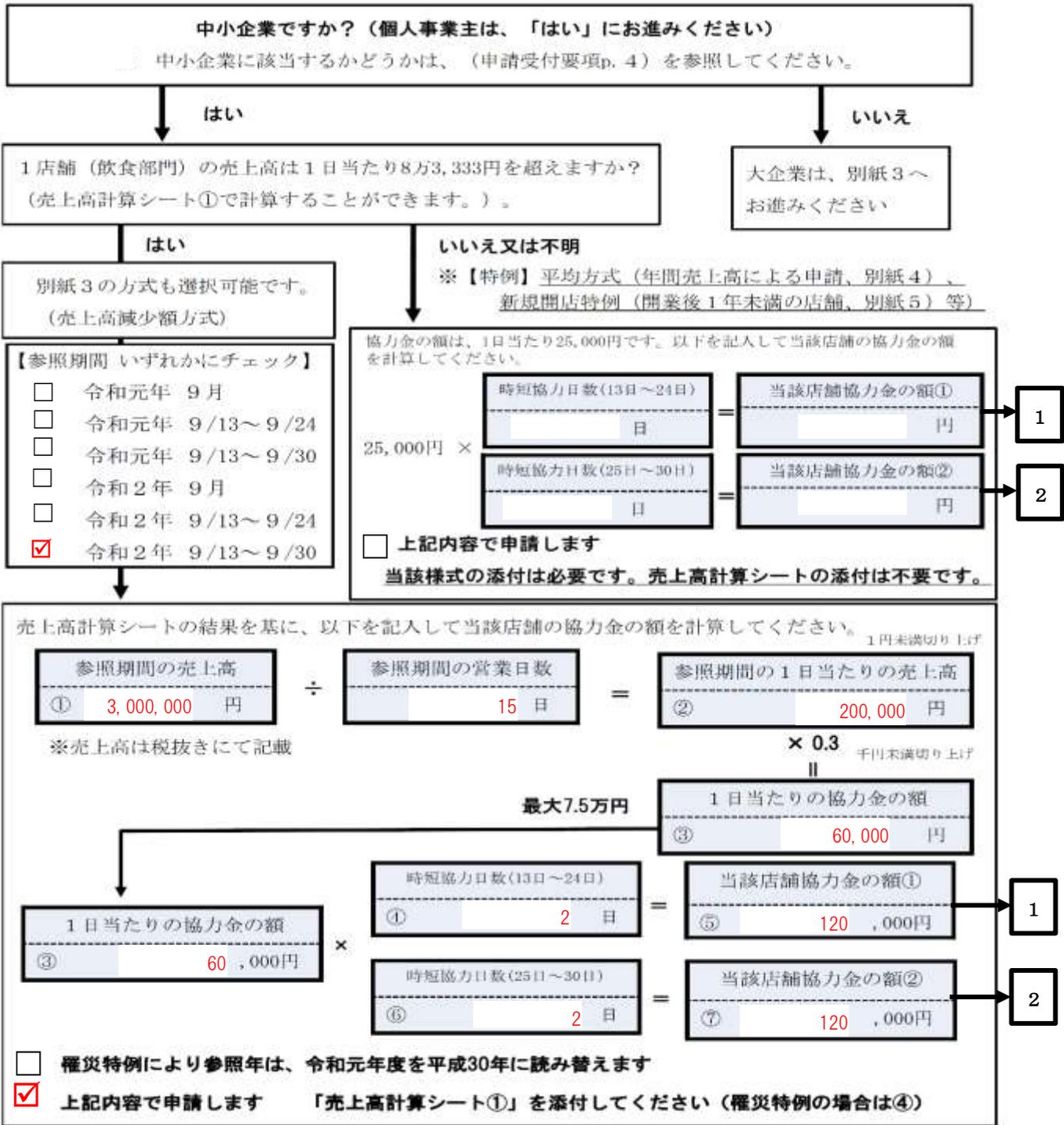
別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例(申請受付要項 p.3)に該当する場合は、別紙6も記入してください。

【売上高方式】



●店舗 No. _____

8次(本申請)
高松市以外の地域分

受付
番号 B

別紙3

店舗ごとの協力金申請額計算

【売上高減少額方式】

大企業又は「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合

前年、前々年の下記期間(店休日除く)の売上高と今年の同期間(店休日除く)の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

(参照期間の売上高)		(時短要請期間の売上高)	
<input type="checkbox"/>	令和元年9月の売上高	>	令和3年9月の売上高
<input type="checkbox"/>	令和2年9月の売上高	>	令和3年9月の売上高
<input checked="" type="checkbox"/>	令和元年9月13日～9月24日の売上高	>	令和3年9月13日～9月24日の売上高
<input type="checkbox"/>	令和2年9月13日～9月24日の売上高	>	令和3年9月13日～9月24日の売上高
<input type="checkbox"/>	令和元年9月13日～9月30日の売上高	>	令和3年9月13日～9月30日の売上高
<input type="checkbox"/>	令和2年9月13日～9月30日の売上高	>	令和3年9月13日～9月30日の売上高

はい

いいえ

申請できません(中小企業・個人事業者の場合は、売上高方式で申請してください)

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。
1円未満切り上げ

参照期間の売上高(※1) ① 949,000 円	÷	参照期間の営業日数(※2) 11 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 86,273 円
時短要請期間の売上高(※1) ③ 389,700 円	÷	時短要請期間の営業日数(※2) 9 日	=	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 43,300 円

(※1) 税抜きにて記載 (※2) 店休日を除く

参照期間の1日当たりの売上高 ② 86,273 円	-	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 43,300 円	=	参照期間から時短要請期間の1日当たりの売上高減少額 ⑤ 42,973 円
------------------------------	---	--------------------------------	---	---

① 【上限額】20万円

上限額のチェック

× 0.4

② 【上限額】参照期間の1日当たり売上高×0.3(下記参照)

千円未満切り上げ

参照期間の1日当たりの売上高 ② 86,273 円	× 0.3 =	1日当たりの協力金の額 ⑧ 26,000円
上限額は①20万円又は⑧のいずれか低い額		
参照期間から時短要請期間の1日当たりの売上高減少額 ⑤ 42,973 円	×	1日当たりの協力金の額 ⑥ 18,000円

上限額を超える場合は上限額としてください。

1日当たりの協力金の額 ⑦ 18,000円	×	時短協力日数(13日～24日) ⑨ 9 日	=	当該店舗協力金の額① ⑩ 162,000円
		時短協力日数(25日～30日) ⑩ 日	=	当該店舗協力金の額② ⑪ ,000円

罹災特例により参照年は、令和元年度を平成30年に読み替えます

上記内容で申請します 「売上高計算シート②-1および②-2」を添付してください
(罹災特例の場合は、⑤-1および⑤-2)

●店舗 No. 3

8次(本申請)
高松市以外の地域分

受付
番号 B

別紙4

【平均方式(年間売上高による申請)】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合に
ご利用ください(大企業は利用できません。)

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間(いずれかをチェック)

令和元年度 令和2年度

1円未満切り上げ

事業者全体の参照期間の年間売上高	÷	店舗数	=	参照期間の店舗ごとの売上高
① _____ 円		_____ 店舗		② _____ 円

※売上高は税抜きにて記載

店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で割る方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間(いずれかをチェック)

令和元年度 令和2年度

1円未満切り上げ

参照期間の店舗ごとの年間売上高(※1)	÷	参照期間の営業日数(※2)	=	参照期間の1日当たりの売上高
① _____ 円		_____ 日		② _____ 円

(※1) 税抜きにて記載

(※2) 店休日を除く

× 0.3

|| 千円未満切り上げ

1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数(13日~24日)	=	当該店舗協力金の額①
③ _____ 円		④ _____ 日		⑤ _____ 円

最大7.5万円

1日当たりの協力金の額

③ _____ 円

当該店舗協力金の額①

⑤ _____ 円

1

1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数(25日~30日)	=	当該店舗協力金の額②
③ _____ 円		⑥ _____ 日		⑦ _____ 円

当該店舗協力金の額②

⑦ _____ 円

2

上記内容で申請します

●店舗 No. _____

8次（本申請）
高松市以外の地域分

受付
番号 B

【新規開店特例】（申請受付要項 p. 3）店舗ごとの協力金申請額計算

別紙5

時短要請月（9月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年度等の飲食業売上高が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和3年9月12日まで

参照期間の売上高(※1) ① 23,450,000 円 <small>(※1) 税抜きにて記載</small>	÷	参照期間の営業日数(※2) 205 日 <small>(※2) 店休日を除く</small>	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 114,391 円 <small>1円未満切り上げ</small>
				× 0.3
				<small>千円未満切り上げ</small>
				1日当たりの協力金の額 ③ 35,000円 <small>最大7.5万円 下限2.5万円(※)</small>
				1日当たりの協力金の額 ③ 35,000円
				×
				時短協力日数(13日～24日) 5 日
				= 当該店舗協力金の額① ④ 175,000円
				時短協力日数(25日～30日) 6 日
				= 当該店舗協力金の額② ⑤ 210,000円

上記内容で申請します
「売上高計算シート③」を添付してください(※)

※ 1日当たりの売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合、
1日当たりの協力金の額（③）は、2万5,000円となります。
その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。

高松市以外の地域分

【誓約書】

香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請分の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
(参考) 香川県補助金等交付規則
 第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- ・ 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日（9月13日）より前に1日以上営業期間があります。
- ・ 支給対象日数には、定休日や要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- ・ 令和3年9月13日（月）午前0時から9月24日（金）午後12時まで、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後7時までとしました。また、9月25日（土）午前0時から9月30日（木）午後12時まで、営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後8時までとしました。
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行いました。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」及び9月21日までに申請のあった店舗（申請を取り下げた場合を除く）にあつては、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱の第11条に定める認証事業者の責務を遵守しました。
- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。
 - ① 既にこの協力金（第8次）本申請の支給を受けた店舗
 - ② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
 - ③ 小売りを営業の主体としてしていると認められる店舗
 - ④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和3年 11月 1日

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

第3号様式 (第5条関係)

8次(本申請)
高松市以外の地域分

受付
番号 B

(※) 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】(店舗 No. __)

(所在地) _____

(名称) _____

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、協力金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業時間短縮協力金(第8次)本申請分の申請を行います。

【理由】

<記載例>

香川花子は平成〇年〇月〇日に結婚(離婚)して名字が変わりました。

(旧) 讃岐 花子 → (新) 香川 花子

上記の内容について、証明します。

【申請者(※自署)】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地(個人事業主住所) _____

法人名(法人の場合のみ) _____

代表者名(個人事業主氏名) _____

【飲食店等営業許可を受けた者(※自署)】

記入日 令和3年 月 日

法人所在地(個人事業主住所) _____

法人名(法人の場合のみ) _____

代表者名(個人事業主氏名) _____

電 話 番 号 _____

【チェックリスト】

8次（本申請）
高松市以外の地域分受付
番号 B

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
●第1次から第4次、第7次、第8次（早期支払い分）の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、(2)、(3)、(4)、(5)等の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

次の各次の協力金を各記入日に申請済み《第2次～第4次、第7次の協力金の場合「★」印の項目も省略可》

<input checked="" type="checkbox"/>	第1次 (4/7～20) <u>5月20日</u>	<input checked="" type="checkbox"/>	第2次 (4/28～5/11) <u>6月2日</u>	<input checked="" type="checkbox"/>	第3次 (5/12～31) <u>7月7日</u>	<input checked="" type="checkbox"/>	第4次 (6/1～14) <u>7月20日</u>
<input checked="" type="checkbox"/>	第7次 (8/27～9/12) <u>10月1日</u>	<input checked="" type="checkbox"/>	第8次早期支払い分 (9/13～9/30) <u>10月1日</u>				

提出	省略	【共通の提出書類】(1)～(9) 計算方式ごとに提出書類が異なります。
(1) 香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請書（第1号様式）		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
<input checked="" type="checkbox"/>	—	全ての申請対象店舗について 別紙 及び 売上高計算シート （協力金の単価が2万5千円超の店舗の場合に必要）を作成し添付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	県が実施した飲食店従業員向け一斉PCR検査（第2次）を受検し検査結果報告書を受取済の場合は、□に✓を付け、受付IDを記入している。（検査結果報告書の添付は不要）
(2)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の住所と現住所が一致している。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。
(3) 振込口座の通帳等の写し		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	振込口座は、法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人事業主本人の名義である。通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通帳等の写しを省略する場合、第1次～第4次、第7次、第8次（早期支払い分）までと同じ振込口座である。
(4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し		
※1次から4次、7次の協力金申請時と同一店舗で時短要請期間中有効である場合のみ省略が可能です。		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証
(5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写しを添付している		
<input checked="" type="checkbox"/> 【法人の場合】		
<input checked="" type="checkbox"/> 県内に主たる事務所を有する場合		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し
<input type="checkbox"/> 県外に主たる事務所を有する場合		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人（設立・異動）届」の写し
<input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税青色申告決算書（1頁目）」又は「収支内訳書（1頁目）」の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し

8次(本申請)
高松市以外の地域分受付
番号 B

(6) 誓約書(第2号様式)	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者(法人の場合はその代表者)が誓約書の内容を確認し自筆で署名した。
(7) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書(第3号様式)	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合には申立書の作成・添付
<input type="checkbox"/>	複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書の作成・添付
(8) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの	
<input checked="" type="checkbox"/>	通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間を告知するチラシ等を店舗の入り口等に掲示した状況を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている内容のスクリーンショット等
(9) 施設の外観写真、内観写真	
<input checked="" type="checkbox"/>	外観の写真は、店舗名、定休日などの店休日を確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	内観の写真は、営業している事実や感染防止対策の事実を確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	申請対象となる施設が複数ある場合はそれぞれの施設の写真
(10) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	別紙6(合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書)
<input type="checkbox"/>	合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し
(11) (該当者のみ) 罹災特例の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	市町役場が発行する罹災証明書の写し
(12) (該当者のみ) 時短要請月を基準に開店後1年未満の事実が確認できる資料の写し	
★	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 開店後1年未満である事実が確認できる資料(開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等)の写し
【前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)超(協力金の単価が2万5千円超)の場合の提出書類】(13)～(14)	
<input checked="" type="checkbox"/>	— (1)～(12)の提出書類を添付している。
(13) 店舗の前年又は前々年の飲食部門の売上高が分かる資料の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 前年又は前々年の9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、9月13日から9月30日まで(通常営業時間が午後9時までの飲食店は9月24日まで)の飲食業売上高が確認できるもの)の写し
★	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 上記(前年又は前々年)の売上を申告した 確定申告書の写し((5)税務署等に提出した直近の確定申告書の写しと同じものとなる場合は、1部提出で可) ※県外に主たる事務所を有する場合は、「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
(14) 店舗の前年又は前々年の休業日が分かる資料の写し	
★	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)
【売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合の提出書類】(15)～(16)	
<input checked="" type="checkbox"/>	— (1)～(14)の提出書類を添付している。
(15) 店舗の対象月の売上に係る売上帳等の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 本年の9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、9月13日から9月30日まで(通常営業時間が午後9時までの飲食店は9月24日まで)の飲食業売上高が確認できるもの)の写し
(16) 店舗の対象月の休業日が分かる資料の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)

売上高計算シート 記載の手引き

- 「香川県営業時間短縮協力金(第8次)申請方法フローチャート」または「香川県営業時間短縮協力金(第8次)本申請 申請書の別紙2」を参考にいただき、売上高の計算方法を選択してください。
- 下記を参考にいただき、使用する売上高計算シートを選択してください。売上高計算シートの結果を基に、「香川県営業時間短縮協力金(第8次)本申請 申請書の別紙2」以降に数値を記載してください。

	計算方法		計算シート	(参考) 申請書別紙
売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式		①	別紙2
売上高減少額方式	月単位方式	参照期間	②-1	別紙3
	または 時短要請期間方式	時短要請期間	②-2	
新規開店特例	月単位方式		③	別紙5
罹災特例	売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	④	別紙2
	売上高減少額方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	⑤-1 ⑤-2	別紙3

計算例: 中小企業の場合、売上高計算シート①の1日当たり売上高が8万3,333円を超えない場合、協力金の額は1日当たり25,000円になります。

香川県営業時間短縮協力金申請書(第8次)本申請の別紙2

売上高計算シート①

【売上高方式】

中小企業ですか? (個人事業主は、「はい」にお進みください)
 ※ 中小企業に該当するかどうかは、(申請受付要項p.4)を参照してください。

はい → 1店舗(飲食部門)の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか?
 (売上高計算シート①で計算することができます。)

いいえ → 大企業は、別紙3へ

はい又はい不明 → 別紙3の方式も選択可能です。(売上高減少額方式)

【参照期間 いずれかにチェック】

令和元年 9月
 令和元年 9/13~9/24
 令和元年 9/13~9/30
 令和2年 9月
 令和2年 9/13~9/24
 令和2年 9/13~9/30

協力金の額は、1日当たり25,000円です。以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

※【特例】平均方式(年間売上高による申請、別紙4)、新規開店特例(開業後1年未満の店舗、別紙5)等)

25,000円 × $\frac{\text{時短要請日数(3日~24日)}}{\text{時短要請日数(25日~30日)}}$ = 当該店舗協力金の額①

11日 = 275,000円

5日 = 125,000円

上記内容で申請します

1店舗の売上高が1日当たり売上高8万3,333円を超えないため、協力金の額は1日当たり25,000円

【月単位方式】

※令和元年9月

売上高計	1,300,000
営業日	25
店舗日	5

令和元年 9月売上高計 1,300,000
 営業日数計 25
 令和元年 9月 1日当たり売上高 52,000
 1日当たりの支払い額(上記 × 0.3) 15,600

※千円未満は切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和元年9/13から9/30までの18日間

売上高計	750,000
営業日	15
店舗日	3

9/13から9/30までの売上高計 750,000
 営業日数計(最大18日) 15
 令和元年 9月 時短要請期間 1日当たり売上高 50,000
 1日当たりの支払い額(上記 × 0.3) 15,000

※千円未満は切り上げ

- 売上高計算シートに、売上高(消費税を抜いた金額)を入力してください。店休日の場合、「休」の欄には○を記載してください。なお、売上高は、日々の売上高の入力を省略し、各月計のみ入力することも可能です。
- 営業時間短縮の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その売上高を飲食業売上高として計算します。
- 営業時間短縮要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- 月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たりの飲食業売上高を計算します。

売上高計算シート① <売上高方式算出表>

<売上高方式算出表>

【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名： _____

2019 令和元年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(日)	○		16日(月)		90,000
2日(月)		70,000	17日(火)		90,000
3日(火)		90,000	18日(水)		90,000
4日(水)		60,000	19日(木)		95,000
5日(木)		90,000	20日(金)		67,000
6日(金)		95,000	21日(土)		70,000
7日(土)		70,000	22日(日)	○	
8日(日)	○		23日(月)		150,000
9日(月)		90,000	24日(火)		60,000
10日(火)		60,000	25日(水)		90,000
11日(水)		90,000	26日(木)		95,000
12日(木)		95,000	27日(金)		67,888
13日(金)		77,000	28日(土)		56,000
14日(土)		99,000	29日(日)	○	
15日(日)	○		30日(月)		155,555

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和元年9月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	2,162,443
営業日	25
店休日	5

令和元年 9月売上高計	2,162,443
営業日数計	25
令和元年 参照 月 1日当たり売上高	86,498
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	26,000

※千円未満を切り上げ

2020 令和2年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(火)		22,000	16日(水)		55,000
2日(水)		45,000	17日(木)		45,000
3日(木)		38,000	18日(金)		45,000
4日(金)		38,000	19日(土)	○	
5日(土)	○		20日(日)	○	
6日(日)	○		21日(月)		38,000
7日(月)		55,000	22日(火)		55,000
8日(火)		45,000	23日(水)		45,777
9日(水)		38,000	24日(木)		38,000
10日(木)		55,000	25日(金)		38,000
11日(金)		55,000	26日(土)	○	
12日(土)	○		27日(日)	○	
13日(日)	○		28日(月)		55,000
14日(月)		45,000	29日(火)		45,666
15日(火)		38,000	30日(水)		38,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年9月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	972,443
営業日	22
店休日	8

令和2年 9月売上高計	972,443
営業日数計	22
令和2年 参照 月 1日当たり売上高	44,202
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)

※令和元年9/13から9/30までの18日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	1,352,443
営業日	15
店休日	3

9/13から9/30までの売上高計	1,352,443
営業日数計(最大18日)	15
令和元年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	90,163
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	28,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)

※令和2年9/13から9/30までの18日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	581,443
営業日	13
店休日	5

9/13から9/30までの売上高計	581,443
営業日数計(最大18日)	13
令和2年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	44,727
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)

※令和元年9/13から9/24までの12日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	888,000
営業日	10
店休日	2

9/13から9/24までの売上高計	888,000
営業日数計(最大12日)	10
令和元年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	88,800
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	27,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)

※令和2年9/13から9/24までの12日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊸に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊸	404,777
営業日	9
店休日	3

9/13から9/24までの売上高計	404,777
営業日数計(最大12日)	9
令和2年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	44,976
1日当たりの支払い額(上記 × 0.3)	14,000

※千円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 1 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名： _____

2019 令和元年					
定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。					
9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(日)	○		16日(月)		50,000
2日(月)		70,000	17日(火)		60,000
3日(火)		50,000	18日(水)		90,000
4日(水)		60,000	19日(木)		95,000
5日(木)		50,000	20日(金)		67,000
6日(金)		95,000	21日(土)		67,000
7日(土)		95,000	22日(日)	○	
8日(日)	○		23日(月)		50,000
9日(月)		50,000	24日(火)		60,000
10日(火)		60,000	25日(水)		90,000
11日(水)		90,000	26日(木)		95,000
12日(木)		95,000	27日(金)		67,888
13日(金)		77,000	28日(土)		67,888
14日(土)		77,000	29日(日)	○	
15日(日)	○		30日(月)		55,555

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】
※令和元年9月
※売上高については、日々の売上ではなく、㉑に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉑	1,784,331
営業日	25
店休日	5

令和元年 9月売上高計	1,784,331
営業日数計	25
令和元年 参照月 1日当たり売上高	71,374 (ア)

※1円未満を切り上げ

2020 令和2年					
定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。					
9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(火)		22,000	16日(水)		55,000
2日(水)		45,000	17日(木)		45,000
3日(木)		38,000	18日(金)		45,000
4日(金)		38,000	19日(土)	○	
5日(土)	○		20日(日)	○	
6日(日)	○		21日(月)		38,000
7日(月)		55,000	22日(火)		55,000
8日(火)		45,000	23日(水)		45,777
9日(水)		38,000	24日(木)		38,000
10日(木)		55,000	25日(金)		38,000
11日(金)		55,000	26日(土)	○	
12日(土)	○		27日(日)	○	
13日(日)	○		28日(月)		55,000
14日(月)		45,000	29日(火)		45,666
15日(火)		38,000	30日(水)		38,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】
※令和2年9月
※売上高については、日々の売上ではなく、㉒に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉒	972,443
営業日	22
店休日	8

令和2年 9月売上高計	972,443
営業日数計	22
令和2年 参照月 1日当たり売上高	44,202 (イ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)
※令和元年9/13から9/30までの18日間
※売上高については、日々の売上ではなく、㉓に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉓	1,069,331
営業日	15
店休日	3

9/13から9/30までの売上高計	1,069,331
営業日数計(最大18日)	15
令和元年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	71,289 (ウ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)
※令和2年9/13から9/30までの18日間
※売上高については、日々の売上ではなく、㉔に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉔	581,443
営業日	13
店休日	5

9/13から9/30までの売上高計	581,443
営業日数計(最大18日)	13
令和2年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	44,727 (エ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)
※令和元年9/13から9/24までの12日間
※売上高については、日々の売上ではなく、㉕に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉕	693,000
営業日	10
店休日	2

9/13から9/24までの売上高計	693,000
営業日数計(最大12日)	10
令和元年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	69,300 (オ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)
※令和2年9/13から9/24までの12日間
※売上高については、日々の売上ではなく、㉖に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉖	404,777
営業日	9
店休日	3

9/13から9/24までの売上高計	404,777
営業日数計(最大12日)	9
令和2年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	44,976 (カ)

※1円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 2 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名： _____

2021 令和3年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(水)		28,000	16日(木)		28,000
2日(木)		22,000	17日(金)		38,000
3日(金)		22,000	18日(土)	○	
4日(土)	○		19日(日)	○	
5日(日)	○		20日(月)		28,000
6日(月)		45,999	21日(火)		30,000
7日(火)		38,000	22日(水)		38,000
8日(水)		55,000	23日(木)		22,000
9日(木)		45,000	24日(金)		22,000
10日(金)		45,000	25日(土)	○	
11日(土)	○		26日(日)	○	
12日(日)	○		27日(月)		38,000
13日(月)		30,000	28日(火)		38,000
14日(火)		35,000	29日(水)		45,876
15日(水)		45,000	30日(木)		20,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年9月

※売上高については、日々の売上ではなく、㉔に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉔	758,875
営業日	22
店休日	8
令和3年 時短要請期間 1日当たり売上高	34,495 (キ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)

※令和3年9/13から9/30までの18日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㉔に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉔	457,876
営業日	14
店休日	4
令和3年 時短要請期間 1日当たり売上高	32,706 (ク)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)

※令和3年9/13から9/24までの12日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㉔に合計金額を直接入力することも可

9月売上高計㉔	316,000
9月営業日	10
9月店休日	2
令和3年 時短要請期間 1日当たり売上高	31,600 (ケ)

※1円未満を切り上げ

【選択方式】

最も高い金額にチェック

① (参照) 月単位方式 令和元年9月 (ア)	71,374	
時短要請期間 令和3年9月 (キ)	34,495	
(ア) - (キ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	15,000	
② (参照) 月単位方式 令和2年9月 (イ)	44,202	
時短要請期間 令和3年9月 (キ)	34,495	
(イ) - (キ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	4,000	
③ (参照) 時短要請期間方式 令和元年9/13~9/30 (ウ)	71,289	レ
時短要請期間 令和3年9/13~9/30 (ク)	32,706	
(ウ) - (ク) × 0.4 (千円未満切り上げ)	16,000	
④ (参照) 時短要請期間方式 令和2年9/13~9/30 (エ)	44,727	
時短要請期間 令和3年9/13~9/30 (ク)	32,706	
(エ) - (ク) × 0.4 (千円未満切り上げ)	5,000	
⑤ (参照) 時短要請期間方式 令和元年9/13~9/24 (オ)	69,300	
時短要請期間 令和3年9/13~9/24 (ケ)	31,600	
(オ) - (ケ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	16,000	
⑥ (参照) 時短要請期間方式 令和2年9/13~9/24 (カ)	44,976	
時短要請期間 令和3年9/13~9/24 (ケ)	31,600	
(カ) - (ケ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	6,000	

【上限額】

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額 (定額)	200,000	
B 最も高い金額にチェック		
① (参照) 月単位方式 令和元年9月 (ア)	71,374	レ
上記 × 0.3	22,000	
② (参照) 月単位方式 令和2年9月 (イ)	44,202	
上記 × 0.3	14,000	
③ (参照) 時短要請期間方式 令和元年9/13~9/30 (ウ)	71,289	
上記 × 0.3	22,000	
④ (参照) 時短要請期間方式 令和2年9/13~9/30 (エ)	44,727	
上記 × 0.3	14,000	
⑤ (参照) 時短要請期間方式 令和元年9/13~9/24 (オ)	69,300	
上記 × 0.3	21,000	
⑥ (参照) 時短要請期間方式 令和2年9/13~9/24 (カ)	44,976	
上記 × 0.3	14,000	

売上高計算シート④ <売上高方式算出表>

<売上高方式算出表>

【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

2018 平成30年

9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(土)	○		16日(日)		90,000
2日(日)		70,000	17日(月)		90,000
3日(月)		90,000	18日(火)		90,000
4日(火)		60,000	19日(水)		95,000
5日(水)		90,000	20日(木)		67,000
6日(木)		95,000	21日(金)		67,000
7日(金)		95,000	22日(土)	○	
8日(土)	○		23日(日)		150,000
9日(日)		90,000	24日(月)		60,000
10日(月)		60,000	25日(火)		90,000
11日(火)		90,000	26日(水)		95,000
12日(水)		95,000	27日(木)		67,888
13日(木)		77,000	28日(金)		67,888
14日(金)		77,000	29日(土)	○	
15日(土)	○		30日(日)		155,555

店舗名: _____

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成30年9月

売上高計	2,174,331
営業日	25
店休日	5

平成30年 9月売上高計	2,174,331
営業日数計	25
平成30年 1日当たり売上高	86,974
上記 × 0.3 = 支給額	27,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)

※平成30年9/13から9/30までの18日間

売上高計	1,339,331
営業日	15
店休日	3

9/13から9/30までの売上高計	1,339,331
営業日数計(最大18日)	15
平成30年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	89,289
上記 × 0.3 = 支給額	27,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)

※平成30年9/13から9/24までの12日間

売上高計	863,000
営業日	10
店休日	2

9/13から9/24までの売上高計	863,000
営業日数計(最大12日)	10
平成30年 参照 時短要請期間 1日当たり売上高	86,300
上記 × 0.3 = 支給額	26,000

※千円未満を切り上げ

売上高計算シート⑤ - 1 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

店舗名： _____

2018 平成30年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(土)	○		16日(日)		90,000
2日(日)		70,000	17日(月)		90,000
3日(月)		90,000	18日(火)		90,000
4日(火)		60,000	19日(水)		95,000
5日(水)		90,000	20日(木)		67,000
6日(木)		95,000	21日(金)		67,000
7日(金)		95,000	22日(土)	○	
8日(土)	○		23日(日)		150,000
9日(日)		90,000	24日(月)		60,000
10日(月)		60,000	25日(火)		90,000
11日(火)		90,000	26日(水)		95,000
12日(水)		95,000	27日(木)		67,888
13日(木)		77,000	28日(金)		67,888
14日(金)		77,000	29日(土)	○	
15日(土)	○		30日(日)		155,555

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】
※平成30年9月

売上高計	2,174,331
営業日	25
店休日	5

平成30年 9月売上高計	2,174,331
営業日数計	25
平成30年 1日当たり売上高	86,974 (ア)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)
※平成30年9/13から9/30までの18日間

売上高計	1,339,331
営業日	15
店休日	3

9/13から9/30までの売上高計	1,339,331
営業日数計(最大18日)	15
平成30年 1日当たり売上高	89,289 (イ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)
※平成30年9/13から9/24までの12日間

売上高計	863,000
営業日	10
店休日	2

9/13から9/24までの売上高計	863,000
営業日数計(最大12日)	10
平成30年 1日当たり売上高	86,300 (ウ)

※1円未満を切り上げ

売上高計算シート⑤ - 2 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表【罹災特例】

店舗名：

2021 令和3年					
定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。					
9月					
日	休	売上高	日	休	売上高
1日(水)		28,000	16日(木)		28,000
2日(木)		22,000	17日(金)		38,000
3日(金)		22,000	18日(土)	○	
4日(土)	○		19日(日)	○	
5日(日)	○		20日(月)		28,000
6日(月)		45,999	21日(火)		30,000
7日(火)		38,000	22日(水)		38,000
8日(水)		55,000	23日(木)		22,000
9日(木)		45,000	24日(金)		22,000
10日(金)		45,000	25日(土)	○	
11日(土)	○		26日(日)	○	
12日(日)	○		27日(月)		38,000
13日(月)		30,000	28日(火)		38,000
14日(火)		35,000	29日(水)		45,876
15日(水)		45,000	30日(木)		20,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年9月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することも可

売上高計④	758,875
営業日	22
店休日	8
令和3年 1日当たり売上高	34,495 (工)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店は使用不可)

※令和3年9/13から9/30までの18日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑥に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑥	457,876
営業日	14
店休日	4
令和3年 1日当たり売上高	32,706 (オ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

(通常、営業時間が午後9時までの飲食店の方がご使用下さい。)

※令和3年9/13から9/24までの12日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑦に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑦	316,000
営業日	10
店休日	2
令和3年 1日当たり売上高	31,600 (カ)

※1円未満を切り上げ

【選択方式】

				最も高い金額にチェック	
① (参照) 月単位方式 平成30年9月	(ア)	86,974		レ	
時短要請期間 令和3年9月	(イ)	34,495			
(ア) - (イ) × 0.4 (千円未満切り上げ)		21,000			
② (参照) 時短要請期間方式 平成30年9/13~9/30	(イ)	89,289		レ	
時短要請期間 令和3年9/13~9/30	(オ)	32,706			
(イ) - (オ) × 0.4 (千円未満切り上げ)		23,000			
③ (参照) 時短要請期間方式 平成30年9/13~9/24	(ウ)	86,300			
時短要請期間 令和3年9/13~9/24	(カ)	31,600			
(ウ) - (カ) × 0.4 (千円未満切り上げ)		22,000			

【上限額】

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額 (定額)	200,000	
------------	---------	--

				最も高い金額にチェック	
① (参照) 月単位方式 平成30年9月	(ア)	86,974		レ	
上記 × 0.3		27,000			
(ア) - (ア) × 0.3		59,974			
② (参照) 時短要請期間方式 平成30年9/13~9/30	(イ)	89,289			
上記 × 0.3		27,000			
(イ) - (イ) × 0.3		62,289			
③ (参照) 時短要請期間方式 平成30年9/13~9/24	(ウ)	86,300			
上記 × 0.3		26,000			
(ウ) - (ウ) × 0.3		60,300			